

エヌエヌ生命の 現状2026

2025年度決算版(追補版 ソルベンシー・マージン比率について)

業績・データ編インデックス

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	1
Ⅴ. 財産の状況	2



NN

中小企業サポーター
エヌエヌ生命

エヌエヌ生命保険株式会社

Ⅳ. 直近5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

項 目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
ソルベンシー・マージン比率	新基準	—	—	—	—	201.6%
	旧基準	783.4%	851.7%	828.8%	863.9%	—

(注)ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し(経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等)がなされています。そのため、2021年度～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

V. 財産の状況

7. 保険金等の支払能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

ソルベンシー・マージン比率については、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算から計算基準が見直されました。具体的には、経済価値ベースの評価方法への変更やリスク計測の厳格化などが行われており、2025年度の数値は従来とは異なる基準で算出しています。なお、新基準による算出は2025年度が初年度であるため、2024年度の数値は記載していません。

当社は子会社を持たないため、本章の記載はすべて単体ベースです(数値は記載単位未満を切捨てて表示しております)。

(1)ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

(単位:百万円、%)				
	2024年度	2025年度	増減	
適格資本の額	A	—	258,930	—
所要資本の額	B	—	128,401	—
ソルベンシー・マージン比率	A/B	—	201.6	—

(2)適格資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)			
	2024年度	2025年度	
Tier1 適格資本の額	A=B-C	—	247,837
Tier1 適格資本に係る基礎項目の額	B	—	261,784
算入制限のないTier1資本調達手段の額		—	32,400
算入制限のあるTier1資本調達手段の額		—	—
資本調達手段以外のTier1適格資本の額		—	229,384
剰余金等の額又は利益剰余金等の額		—	73,060
資本剰余金(Tier2適格資本に算入されるものを除く)の額		—	—
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額		—	△12,649
その他の拠出金等の額		—	—
経済価値ベースの調整額		—	168,972
Tier1 適格資本に係る調整項目の額	C	—	13,946
無形固定資産(繰延税金負債相殺後)の額		—	3,171
繰延税金資産の額		—	—
前払年金費用又は退職給付に係る資産(繰延税金負債相殺後)の額		—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		—	—
自己のTier1資本調達手段への投資の額		—	—
不適格再保険資産の額		—	—
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		—	10,775
Tier2 適格資本の額	D=E-F-G	—	11,092
Tier2適格資本に係る基礎項目の額	E	—	11,092
Tier2資本調達手段の額		—	—
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額		—	—
払込済みTier2資本調達手段の額		—	—
払込未済のTier2資本調達手段の額		—	—
資本調達手段以外のTier2適格資本の額		—	11,092
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額		—	—
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額		—	10,775
Tier2バスケット(上限適用後)の額		—	317
Tier2適格資本に係る調整項目の額	F	—	—
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額		—	—
自己のTier2資本調達手段への投資の額		—	—
Tier2適格資本への上限適用による控除の額	G	—	—
適格資本の額	A+D	—	258,930

(3)所要資本の額の構成に関する事項

(単位:百万円)

		2024年度	2025年度
生命保険リスクの額	A	—	129,829
死亡リスクの額		—	20,516
長寿リスクの額		—	43
罹患及び障害リスクの額		—	6,555
解約及び失効リスクの額		—	119,261
経費リスクの額		—	13,985
マネジメント・アクションの効果の額		—	—
損害保険リスクの額	B	—	—
巨大災害リスクの額	C	—	6,103
市場リスクの額	D	—	30,506
金利リスクの額		—	13,668
スプレッドリスクの額		—	12,259
株式リスクの額		—	10,973
不動産リスクの額		—	144
為替リスクの額		—	2,680
資産集中リスクの額		—	7,166
マネジメント・アクションの効果の額		—	—
信用リスクの額	E	—	29,406
オペレーショナル・リスクの額	F	—	11,826
マネジメント・アクションの効果の上限超過額	G	—	—
分散効果の額	H	—	42,206
所要資本の額(税効果考慮前)	J=A+B+C+D+E+F+G-H	—	165,466
所要資本の税効果の額	K	—	37,064
所要資本の額(税効果考慮後)	J-K	—	128,401

(注1)所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致しておりません。

(注2)金額的な重要性が乏しいことから、巨大災害リスクの額の内訳の記載を省略しております。

(4)経済価値ベースのバランスシートに関する事項

経済価値ベースのバランスシート

(単位:百万円)

科 目	2025年度 (2026年3月31日現在)	財務会計ベースの額 A	組替えの額 B	評価替えの額 C	経済価値ベースの額 A+B+C
(資産の部)					
総資産		2,077,845	467,669	△439,038	2,106,476
現金及び預貯金		78,372	—	—	78,372
コールローン		—	—	—	—
買現先勘定		—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金		—	—	—	—
買入金銭債権		—	—	—	—
商品有価証券		—	—	—	—
金銭の信託		—	—	—	—
有価証券		1,683,566	—	△252,909	1,430,656
国 債		921,825	—	△183,545	738,280
地方債		74,116	647	△6,407	68,356
社 債		519,349	1,068	△64,425	455,993
株 式		50	8,402	—	8,452
外国証券		158,105	—	1,468	159,573
その他の証券		10,119	△10,119	—	—
貸付金		28,646	—	209	28,855
有形固定資産		788	—	—	788
土 地		—	—	—	—
建 物		576	—	—	576
リース資産		—	—	—	—
建設仮勘定		—	—	—	—
その他の有形固定資産		211	—	—	211
無形固定資産		3,171	—	—	3,171
ソフトウェア		3,171	—	—	3,171
のれん		—	—	—	—
リース資産		—	—	—	—
その他の無形固定資産		—	—	—	—
前払年金費用		—	—	—	—
繰延税金資産		16,240	—	△16,240	—
再評価に係る繰延税金資産		—	—		—
貸倒引当金		△307	—	—	△307
投資損失引当金		—	—	—	—
その他資産		47,608	—	—	47,608
特別勘定等の資産		219,760	—	—	219,760
再保険回収額		—	467,669	△170,098	297,571

経済価値ベースのバランスシート

(単位:百万円)

科 目	2025年度 (2026年3月31日現在)	財務会計ベースの額 A	組替えの額 B	評価替えの額 C	経済価値ベースの額 A+B+C
(負債の部)					
総負債		1,998,524	454,179	△608,011	1,844,692
保険負債(保険契約準備金)		1,934,886	462,527	△662,061	1,735,352
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債					212,429
現在推計の額(保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外)		1,929,744			1,480,181
現在推計を超えるマージン(MOCE)の額					42,741
規制上の準備金に属するもの(危険準備金等)		5,142	△5,142	—	—
非保険負債		63,637	△8,348	54,050	109,339
その他の規制上の準備金(保険負債に含まれるものを除く)		—	—	—	—
その他の準備金		—	—	—	—
短期社債		—	—	—	—
社 債		—	—	—	—
新株予約権付社債		—	—	—	—
退職給付引当金		6,522	—	△841	5,680
役員退職慰労引当金		16	—	—	16
その他の引当金		—	—	—	—
価格変動準備金		8,348	△8,348	—	—
金融商品取引責任準備金		—	—	—	—
繰延税金負債		—	—	54,891	54,891
再評価に係る繰延税金負債		—	—		—
未払法人税等		915	—	—	915
その他負債		47,835	—	—	47,835
(純資産の部)					
純資産		79,321	13,490	—	261,784
株主資本合計		91,970	13,490	—	105,460
資本金		32,400	—	—	32,400
新株式申込証拠金		—	—	—	—
再評価積立金		—	—	—	—
資本剰余金		—	—	—	—
利益剰余金		59,570	—	—	59,570
規制上の準備金			13,490	—	13,490
(一)自己株式		—	—	—	—
自己株式申込証拠金		—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計(評価・換算差額等合計)		△12,649	—	—	△12,649
その他有価証券評価差額金		△10,032	—	—	△10,032
繰延ヘッジ損益		△2,616	—	—	△2,616
土地再評価差額金		—	—	—	—
為替換算調整勘定		—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額		—	—	—	—
株式引受権		—	—	—	—
新株予約権		—	—	—	—
その他		—	—	—	—
経済価値ベースの調整額					168,972

経済価値ベースのバランスシート(注記)

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第59条の2第1項第5号二の定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針

(1) 資産の評価方法

① 主な資産の評価方法は以下の通りです。

I. 資産の部に計上される金融商品等

金融商品等の額について、財務会計上時価評価されていない満期保有目的の債券、責任準備金対応債券、保険約款貸付、市場価格のない株式等についても時価に評価替えをしています。満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の評価替えにおいては企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いております。また、市場価格のない株式等の評価替えにおいては純資産価額方式により時価評価を行っております。なお、市場価格のない株式で金額が僅少なものについては、プロポーショナルリティ原則を適用し、貸借対照表計上額を時価としております。

II. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

② 資産の評価において、プロポーショナルリティ原則の適用が、ソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

(2) 負債の評価方法

① 主な負債の評価方法は以下の通りです。

I. 経済価値ベースの保険負債

経済価値ベースの保険負債の評価対象には、現在推計により評価している保険契約と資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約があります。現在推計により評価している保険契約については、基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次の通りです。

i. 認識

基準日時点において、契約の当事者となっているすべての保険契約を、当該保険契約に伴うすべての義務が消滅するまで認識しています。

ii. 将来キャッシュ・フローの見積り

a. 契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローの見積りに用いる死亡率、罹患率、解約・失効率その他の保険契約者の行動及び事業費率に関する前提は、商品の特性及び契約の特性を踏まえて設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表、人口動態統計、将来生命表その他の公的データ及び直近の実績を組み合わせ、将来のトレンドも考慮して設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類、契約の特性及び経過年度等を考慮して設定しています。

事業費率は、直近の経費水準及び将来の事業計画等に基づいて設定しています。また、将来の事業費の見積りにおいては、インフレーションを考慮しています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しています。

将来キャッシュ・フローの見積りには、変額商品の最低保証に係る保証とオプションを反映しており、それらについて確率論的計算を行って保険負債を評価しています。

iii. 割引率

割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに引き受けた保険契約の集合（「保険契約ポートフォリオ」といいます）ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。リスクフリー・レートのイールド・カーブは、主に流動性のある金利スワップ又は国債から得られる市場金利に基づき設定しています。現在推計により評価している保険契約の調整後スプレッドは、一般バケットを適用しています。主要な年限ごとの割引率は以下の通りです。

(日本円)				
適用バケット	5年	10年	15年	20年
一般バケット	1.9%	2.5%	3.0%	3.6%

iv. MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約（変額商品の特別勘定部分）については、当該保険契約に関連する将来キャッシュ・フローを高い信頼性をもって複製する金融商品等の市場価格をもって保険負債の評価額としています。

II. 退職給付引当金

貸借対照表上の退職給付引当金の額は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を含めた額に評価替えを行っています。

III. 繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金資産の額を超える、経済価値評価への調整により生じる繰延税金負債の額を加減算しております。

- ② 負債の評価において、原則として①に記載した方法により経済価値ベースの保険負債へ評価替えを行うこととされていますが、計算結果に対する重要性等を踏まえ、現在推計の計算の一部については、プロポーショナルリティ原則を適用し、簡便的に貸借対照表計上額の使用、一部の保険契約者行動や将来キャッシュ・フローに係る影響を考慮しない取扱い等を行っています。プロポーショナルリティ原則の適用が、ソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
- ③ 負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断していますが、将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる死亡率、罹患率及び契約者行動に関する前提の一部についてはエキスパート・ジャッジメントを適用しています。

3. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項

(1) 会計上の見積りに関する事項

① 経済価値ベースの保険負債

i. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額：1,735,352百万円

ii. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法

注記2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針(2)負債の評価方法に記載の通りです。

b. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響

経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。

これらの前提に関する情報は注記2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針(2)負債の評価方法に記載の通りです。

ア. 死亡率、罹患率及び解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提

イ. 割引率に関する前提

4. 特別勘定等の資産

「特別勘定等の資産」の科目には、保険業法第118条第1項に規定する特別勘定その他これに類するものに区分される資産の額を計上しております。

5. 重要な後発事象

2026年6月30日を効力発生日として、既契約の一部を対象とする共同保険式再保険を実施しております。

(5)外国証券の種類別差異調整に関する事項

外国証券の種類別差異調整

(単位:百万円)

科 目		財務会計 ベースの額 A	組替えの額 B	評価替えの額 C	経済価値 ベースの額 A+B+C
2025年度	外国証券	158,105	—	1,468	159,573
	国 債	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—
	社 債	147,011	—	△ 746	146,264
	株 式	11,093	—	2,215	13,309
	その他	—	—	—	—

(注)本様式に記載した額は特別勘定等に属するものの額を含んでいません。

(6)保険負債の商品別差異調整に関する事項

保険負債の商品別差異調整

(単位:百万円)

科 目		財務会計 ベースの額	再保険の グロスアップ	非経済前提の 更新	経済前提の 更新	その他	経済価値 ベースの額 (MOCEの額を除く)
2025年度	保険負債	1,929,744	467,669	△ 484,928	△ 222,200	2,326	1,692,611
	生命保険契約等	1,929,744	467,669	△ 484,928	△ 222,200	2,326	1,692,611
	個人保険	1,723,789	465,433	△ 476,208	△ 221,012	2,326	1,494,327
	個人年金	205,955	2,236	△ 8,719	△ 1,188	—	198,283
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	損害保険契約等	—	—	—	—	—	—
	再保険回収額	—	467,669	△ 145,312	△ 26,094	1,308	297,571
	生命保険契約等	—	467,669	△ 145,312	△ 26,094	1,308	297,571
	個人保険	—	465,433	△ 136,359	△ 26,094	1,308	304,288
	個人年金	—	2,236	△ 8,952	—	—	△ 6,716
	団体保険	—	—	—	—	—	—
	団体年金	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—
	損害保険契約等	—	—	—	—	—	—

(7)ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

感応度分析

(単位:百万円、%)

科 目		期末の数値	円金利		米ドル金利		円金利UFR	株式・不動産	為 替
			50bp上昇	50bp下降	50bp上昇	50bp下降	50bp 下降	10%下落	10%円高
2025年度	ソルベンシー・マージン比率	201.6	△ 18.4	22.6	△ 0.1	0.2	0.2	△ 0.7	0.5
	適格資本の額	258,930	△ 8,624	9,467	△ 449	463	△ 165	△ 1,638	△ 236
	総資産	2,106,476	△ 58,596	63,530	△ 2,012	2,074	280	△ 2,276	△ 14,691
	保険負債の額(MOCEを除く)	1,692,611	△ 49,388	53,493	—	—	747	—	—
	MOCEの額	42,741	1,417	△ 1,716	0	△ 0	△ 237	—	9
	非保険負債の額	109,339	△ 2,001	2,286	△ 1,563	1,610	△ 64	△ 637	△ 14,465
	純資産の額	261,784	△ 8,624	9,467	△ 449	463	△ 165	△ 1,638	△ 236
	所要資本の額	128,401	8,219	△ 8,736	△ 128	128	△ 180	△ 362	△ 423
	生命保険リスクの額	129,829	11,677	△ 12,581	—	—	△ 201	—	—
	市場リスクの額	30,506	△ 877	977	△ 152	145	△ 87	△ 1,003	△ 484

(注)「ベースス・ポイント」を「bp」、「現在推計を超えるマージン(Margin Over Current Estimate)」を「MOCE」と略記しております。

(8) ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する事項

1. 現在推計の額の計算に係る前提及び手法

a. 割引率

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項に関する注記(2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針)と同様。

b. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローの計算において考慮した非経済前提の設定方法

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項に関する注記(2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針)と同様。

c. 保険契約に係る将来キャッシュ・フローに反映した保証とオプションの内容及びそれらの評価方法

(4) 経済価値ベースのバランスシートに関する事項に関する注記(2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方針)と同様。

2. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

a. マネジメント・アクション

所要資本の額の計算において、考慮したマネジメント・アクションはありません。

b. リスク削減手法

所要資本の額の計算において、為替予約取引及び通貨スワップ取引により外貨建て金融資産の為替リスクを削減しております。また、為替予約取引及び通貨スワップ取引に係る市場リスク・信用リスクについては別途認識して計上しております。

c. 生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

適用していません。

d. 損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

適用していません。

e. 内部モデル手法の適用

適用していません。

f. 内部割引率手法の適用

適用していません。

3. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当ありません。

(9) ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続及び体制の概要

社内規程等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者及びソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者(以下、「検証責任者」)を選任しております。

検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理又はリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。

また、検証責任者の権限・責任についても社内規程等に定めており、取締役会にて承認を得ております。当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでおります。

検証責任者はソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会は検証結果の報告を受ける体制をとっております。

※本追補版は、2026年7月公表の「エヌエヌ生命の現状2026」において、後日公表予定としていたソルベンシー・
マージン比率に関する開示資料です

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12

渋谷スクランブルスクエア44F

TEL.03-6892-1986

<https://www.nnlife.co.jp>

広R-A024-77-00(2026.11)KM